

2018年以降に海外の裁判所等が出されたSBS・AHT事例について、SBS・AHTによる虐待認定に疑義を投げかける裁判例

番号	月日	地域	裁判所	要旨	備考
1	2018年2月9日	スウェーデン	行政最高裁判所判決 事件番号 第 991-17 号	児童虐待の疑いに対する行政的強制介入（親子分離）について、「身体的虐待の疑いがあるの、その評価が特定の症状の存在にのみ基づくとき、医学的な所見と虐待行為との間の因果関係が明確な科学的根拠によって裏付けられていることが前提条件となる」とした上で、「三徴候の存在から暴力的な揺さぶりを示す推認の科学的根拠は少ない」として、「本件において暴力的な揺さぶりによって虐待されたことを十分な確実性をもって調査できていない」として強制措置の停止が妥当と判断した。	SBS検証プロジェクトのホームページで翻訳を掲載
2	2018年4月26日	テネシー	少年裁判所 STATE OF TENNESSEE DEPARTMENT OF CHILDREN'S SERVICES in THE JUVENILE COURT OF DAVIDSON COUNTY, TENNESSEE	生後6カ月の女兒に三徴候（硬膜下血腫、眼底出血、DAI）が認められたとして、若い両親（18歳以下）による虐待が疑われ、児童保護当局によって、親子分離が申し立てられたが、両親側専門家の医学的所見（DAIは認められず、硬膜下血腫は血栓静脈の見間違いの可能性があるなど）、両親による養育に問題がなかったことを指摘し、虐待について明白で説得的な証拠はないとして、児童保護当局の申立が却下された。	
3	5月4日	ペンシルバニア	上級裁判所 IN THE SUPERIOR COURT OF PENNSYLVANIA	生後7カ月の幼児の肋骨に複数の骨折があって、児童保護当局の親子分離を一番家庭裁判所も是認したが、控訴審裁判所は、骨折は当時2歳の兄の行為による可能性があること、両親には他に虐待を疑わせる事情がないこと、両親は児童保護当局に極めて従順な姿勢であること、家庭法の趣旨はあくまで子の福祉あるいは利益、公共の安全に資するものであることが必要であり、親子分離は、親子のつながりを維持するという最大の目的に則って解釈される必要があるなどとして、一番の判断を取り消した。	
4	6月19日	ミシガン	控訴裁判所意見 State of Michigan Court of Appeals People v. Anthony Ray McFarlane, Jr.	1審有罪判決は破棄しなかったものの、1審において検察側専門家証人が、虐待性頭部外傷（AHT）という診断を述べたことは、故意の「虐待」による外傷を負わせたことを含意することから適切ではなかったと判示し、宣告刑について見直すように命じた。	
5	8月17日	ニュージャージー	一番裁判所（裁判官裁判） SUPERIOR COURT OF NEW JERSEY Bench Trial of State v. Robert Jacoby Ind. No. 15-11-0917-1	SBS仮説に基づいて訴追された事件につき、SBS仮説をめぐる議論を詳細に検討した結果として、「多くの科学の発展—生体力学モデルや動物を使った研究や、被告人の行為によって被害児の傷害が生じたものではないことを示唆する医学文献—によって、その根拠が揺らいでいる」「新たな研究は、網膜出血の数の多くの原因可能性を明らかにした。さらに、新たな科学は、被害児が負っていたような慢性硬膜下血腫が、軽微な外力あるいは外力がなくても、再出血して脳に傷害を与えることを明らかにしている」などとして無罪を言い渡した。	陪審によらず、裁判官裁判において、SBS仮説について、詳細な判断がなされたもの。

番号	月日	地域	裁判所	要旨	備考
6	9月24日	イリノイ	DuPage County Court 再審理命令	2002年に当時生後30カ月の幼児が硬膜下血腫や腹部臓器の異常によって死亡した事例について、急変時幼児の面倒を見ていた母親の恋人が、頭部及び腹部への暴行をしたことが原因だとして、1級殺人で訴追され、2004年7月16日に懲役65年の有罪判決を受けて服役していたが、弁護側が、解剖結果などから、幼児の症状は、急変より数日前に発症していた腹部疾病の影響による可能性があるとの新たな医学意見を根拠に行った再審理の申立てを認めたもの（2019年4月17日に検察が再審理における訴追を断念し無罪が確定）	
7	9月30日	オハイオ	民事一審裁判所命令 IN THE UNITED STATES DISTRICT COURT FOR THE NORTHERN DISTRICT OF OHIO WESTERN DIVISION Case No. 3:16CV3038	託児所において男児が事故により負傷したが、州と虐待発見の契約をしている医師（後述のSchlievert医師）が、その負傷を虐待と断定する鑑定意見を述べたため、託児所職員が解雇され、訴追された。しかし、弁護側専門家により、当該医師の鑑定意見の誤りが指摘され、元職員に対する訴追は取り下げられた。その後、元職員は、失職及び訴追は、当該医師の鑑定意見による悪意ある訴追（malicious prosecution）だとして、当該医師を被告として賠償を求める裁判を提起した。これに対し、当該医師は鑑定意見で、当該職員を名指ししていたわけではない、などと異議申立をしたが、裁判所は当該医師の鑑定意見が職員に対する訴追の誤りを生んだことは明らかだとして、異議申立を棄却し、審理の続行を命じた。	
8	10月3日	メリーランド	一審 IN THE CIRCUIT COURT FOR WICOMICO COUNTY, MARYLAND STATE OF MARYLAND,vs.JOHN THOMAS KERR, No. 22K16-0801	生後8カ月の乳児に、硬膜下血腫、脳梗塞、骨折等が認められた事例。検察側専門家証人として、4名が証言に立ち、被害児の所見は虐待によるものであるなどの見解を述べた。しかし、裁判所は、弁護側専門家証人が被害児はエーラスダンロス症候群3型であり、その所見は同症候群と矛盾しないと証言したことを受けて、代謝異常等の除外診断のほか、医学以外の証拠も重視する必要があるとした上で、被告人が暴行を振るった直接証拠がないこと、被告人である父親の温厚な性格や動機の不存在等をも評価した上で、被告人に無罪を言い渡した。	
9	10月5日	オハイオ	控訴審 IN THE COURT OF APPEALS OF OHIO SIXTH APPELLATE DISTRICT SANDUSKY COUNTY State of Ohio Court of Appeals No. S-16-043	検察側証人の虐待小児科医のSchlievert医師の証言により、一審陪審は、被告人を有罪としていたが、控訴審裁判所は、同医師が赤ちゃんの古い血腫を無視しているのは不合理であること、ベビーシッターに動機はなく、その供述が信用できること、他にベビーシッターによる虐待の痕跡が全くないことなどを重視し、陪審の証拠判断は明白な誤りであるとした、審理のやり直しを命じた。	

番号	月日	地域	裁判所	要旨	備考
10	10月9日	テキサス	再 審 41ST DISTRICT COURT EL PASO COUNTY, TEXAS Rigoberto Avila, Jr., Cause NO.20000D01342-41-2(CCA Writ. No. WR-59,662-02)	2001年にSBS仮説に基づき、死刑判決を受けた死刑囚の再審請求について、地方裁判所裁判官は、「新たな科学証拠を検討した結果、それらが公判で提出されていれば、陪審は有罪とすることに合理的な疑いを抱いたであろう」として、再審開始を勧告した。	
11	10月17日	フロリダ	証拠許容性審判IN THE THIRTEENTH JUDICIAL CIRCUIT COURT FOR HILLSBOROUGH COUNTY, FLORIDA Criminal Justice and Trial Division CASE NO.: 15-CF-018630- STATE OF FLORIDA v.KENT JOHNSON	弁護側の申立に基づき、陪審公判に先立ち、裁判官がSBSをめぐる医学的証拠の許容性について当事者双方の意見を聞き証拠を調査した結果として、1) 「乳幼児揺さぶられ症候群」という用語その他の用語は、十分な科学的なデータや証拠によって支えられていない、2) 申立書や意見書、複数の証人からの証言を聞いたが、これらの用語が頭部外傷の様々な原因を適切に説明できているとはいえない。3) 「乳幼児揺さぶられ症候群」が有効な診断であることを示す確立した科学的知見は存在しない、として、「乳幼児揺さぶられ症候群」その他の用語を、本件公判において使用することを制限する命令を発した。	
12	10月18日	ニューヨーク	控訴裁判所 State of New York Supreme Court, Appellate Division Third Judicial Department MEMORANDUM AND ORDER	家庭裁判所の親子分離を承認した1審判断に対する親からの控訴を認めて、親子分離を承認しなかった事例。	
13	11月2日	ニュージャージー	刑事裁判所一審 State of New Jersey v. Darryl Nieves Indictment No. 17-06-00785-I	生後11カ月の乳児に三徴候が認められたことから、SBS仮説に基づき「虐待の可能性が高い」とした検察側専門家証人の証言には、十分な医学的根拠がないとして、弁護側が、その証言を公判で顕出することの許容性を判断するフライ審問を開くことを求めたのに対し、検察側が反対したが、裁判所は「弁護側は、その診断が一般的に受け入れられているものかどうかについて疑問を差し挟むべき権威ある科学的・法的な文献を提出した」として、弁護側の申立を認め、フライ審問を開催することとした命令。	フライ審問は、アメリカでの専門家証人を許容するフライ基準(Frye Standard) ※を満たすかどうかの審査

番号	月日	地域	裁判所	要旨	備考
14	11/19報道	ミシガン控訴審		SBSにより2歳児を死亡させたとして、一審で殺人罪が適用され、仮釈放なしの終身刑の判決となった男性に対し、州の上級裁判所は有罪判決を破棄し、再審理を命じた。一審の弁護人が、専門家証人を呼ばなかったことから、男性は十分な弁護を受けられていないという控訴理由に対し、検察官は、「被告人の供述は変遷しており、専門家証人を呼ぼうが呼ばないが結果は変わらなかった」と答弁したが、控訴審裁判官は、「もし専門家の中に論争があるのであれば、弁護側が証人を呼ばないのは誤りである」として、破棄した	https://wkzo.com/news/articles/2018/nov/19/kalamazoo-man-may-get-retrial-after-murder-conviction/
15	11月29日	ミシガン州デトロイト巡回裁判所 (Frank Szymanski判事)	Case No. 18-000,676 Petition No. 18001004	生後6週間の男児の腹部に痣があったことから、通報を受けた虐待小児科医ムーア・ベサニー医師に率いられた児童保護チームが動きだし、同児に肋骨骨折が確認されたとして、両親が虐待で訴追された事例（一次的に親子分離もなされた）。裁判官は、同児の症状はビタミンD欠乏症やエーラスダンロス症候群で説明できること、両親は虐待を疑う一切の証拠がない「本件の嫌疑によって悪夢に投げ込まれた普通の人々である」として、無罪は明らかだとし、「両親が本件で被った経験は気の毒だ」と述べた上で訴追そのものを却下 (dismiss) した。なお、ムーア医師の意見について判事は、「彼女の供述は自分が注意を向けたことをしただけであり、他の多くの専門家からより深い科学的な供述を得た」として採用しなかった。	
16	12月21日	イリノイ州子ども及び家庭サービス行政審問ユニット	行政裁判官による意見及び勧告	病院に搬送された生後2カ月の男児に、不穏、発作、嘔吐のほか、硬膜下血腫・眼底出血が認められた事例で、イリノイ州「子ども及び家庭サービス局」が養育者による虐待を認定したのに対し、不服申立手続において、行政裁判官が、行政側は証拠の優越の程度としても立証責任を果たしていないとして、不服を認容すべきとの意見及び勧告を出した事例。	親子分離における立証責任に言及
17	2019年3月4日	フランス・レンヌ	刑事矯正裁判所 (Tribunal Correctionnel 比較的軽微な犯罪を管轄する)	硬膜下血腫等が見られた乳児の両親が揺さぶったとして、訴追されたが、外水頭症があったとの医学的意見もあり、無罪判決が言い渡された事例。	ユーチューブで英語報道が見られる https://www.youtube.com/watch?v=eVE2G2QBI4g
18	2019年3月26日	オクラホマ州刑事控訴審裁判所	SHILOH BRAFFORD vs THE STATE OF OKLAHOMA IN THE COURT OF CRIMINAL APPEALS OF THE STATE OF OKLAHOMA No. PC-2014-803	生後14カ月の継子の男児を虐待して死亡させたとして、2011年に第1級殺人罪で終身刑を受けた継母に対し、弁護人の申立てに基づいて専門家証人の審問を行ったところ、一審でも証言した解剖医が頭部骨折は事故的な落下と矛盾しないとしながら、被告人の供述を裏付けていなかったこと、同解剖医が医療記録を再検討した結果、被害児が以前から硬膜下血腫を持っており低位落下などの軽微な衝撃で重篤化する可能性があったなど新たな意見を供述したことから、一審陪審裁判では、合理的な疑いを生じさせ、結果が異なる可能性となる証拠が取り調べられていなかったとして、弁護側の申立てを認め再審理を命じた事例。	
19	3月29日報道	テキサス州刑事陪審裁判所	Christopher Joe Medina vs Texas	2017年にテキサス州ゲインズビルにおいて、生後3カ月の男児が深刻な硬膜下血腫により死亡した事例で、同児を暴力的に揺さぶったとして第1級殺人に問われた男性に対し、陪審が無罪を言い渡した事例	https://www.gainesvilletimes.com/news/man-found-not-guilty-shaking-baby/

番号	月日	地域	裁判所	要旨	備考
20	4月17日	イリノイ州 The County of DuPage 検 察官	Statement From State ' s Attorney Berlin Regarding The State v. Randy Liebich	2018年9月24日に出された再審理命令に対し、州検察官が、合理的な疑いを超える証明責任を果たすことはできな いとして、再審理を断念する旨を公表し、訴追を取り下げたもの。 https://www.dupageco.org/States_Attorney/States_Attorney_News/2019/60486/	

※

Frye基準とは、アメリカ連邦最高裁によって、1923年に示された基準。科学的証拠が法廷で許容されるためには、関連する科学界において「一般的に承認されている」と解釈されるべきものでなければならぬとするもの（To meet the Frye standard, scientific evidence presented to the court must be interpreted by the court as "generally accepted" by a meaningful segment of the associated scientific community.）。1993年連邦最高裁が示したドーバート基準（Daubert standard）とともに、科学的証拠の許容性の重要な判断基準となっている。